

議案第 4 5 号	三田市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について
総務課	三田市生徒指導等問題対策委員会の担当事務に、いじめ防止対策推進法第 1 4 条第 3 項に規定するいじめの防止等の対策に関する事項その他同法に規定する教育委員会に属する事項を加えるに当たり、当該条例の一部を改正しようとするもの。

【改正趣旨】

三田市生徒指導等問題対策委員会について、三田市附属機関の設置に関する条例を一部改正するもの。

【関係法令】

地方自治法第 138 条の 4 第 3 項（附属機関の設置）
 地方自治法第 202 条の 3 第 1 項（附属機関の職務権限、組織等）
 いじめ防止対策推進法（平成 2 5 年法律第 7 1 号）

【担当事務】

- (1) 生徒指導等に関する事項についての調査審議
- (2) いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号）第 14 条第 3 項に規定するいじめの防止等のための対策に関する事項その他同法に規定する委員会に属する事項についての調査審議

（いじめ防止対策推進法）

第十四条 地方公共団体は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、条例の定めるところにより、学校、教育委員会、児童相談所、法務局又は地方法務局、都道府県警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができる。

2 略

3 前二項の規定を踏まえ、教育委員会といじめ問題対策連絡協議会との円滑な連携の下に、地方いじめ防止基本方針に基づく地域におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため必要があるときは、教育委員会に附属機関として必要な組織を置くことができるものとする。